配当公告

香川県高松市桜町一丁目六の一三　ロイヤルガーデン桜町三〇三号室　破産者　松原　佳澄

右の者に対する高松地方裁判所平成二十七年(フ)第四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四七、二六七、六七六円

一、配当することのできる金額

金一三、〇三九、〇九〇円

平成二十八年二月五日

高松市丸の内七番二〇号　丸の内ファイブビル五階　破産管財人　岡　義博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市淋代四丁目一一六番地一六八五、最後の住所青森県三沢市淋代四丁目一一六番地一六八五号

被相続人　亡　村井　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

青森県十和田市西三番町一番四二号ＮＴＴ十和田ビル二階　弁護士法人青空と大地　相続財産管理人　弁護士　塩澤　将宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市安方二丁目一三〇番地、最後の住所青森市安方二丁目八番一二号

被相続人　亡　扇野　**廣**太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

青森市長島二丁目一〇番五号　富士火災青森ビル七階　木下綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木下　晴耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋元町二〇四番地、最後の住所秋田県秋田市御所野元町七丁目二番四号

被相続人　亡　君川　**隆**二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号

弁護士法人**廣**嶋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　**廣**嶋　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市清野町三番地、最後の住所群馬県前橋市清野町三番地三

被相続人　亡　石森　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

群馬県前橋市天川原町一丁目七番地五寺澤ハイツ一〇一号室　相続財産管理人　弁護士　**柳**澤　和良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市大和田五丁目一五番、最後の住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前二二〇一番地一グランナチュール浅間高原三一六号

被相続人　亡　伊藤　信秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二階Ａ—五　相続財産管理人　弁護士　湯澤　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市宮内三五六七番地、最後の住所埼玉県所沢市大字北秋津五一一番地の二七

被相続人　亡　淺間　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

埼玉県所沢市北秋津七二五—四ぱらどーる一階小林和恵法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　善亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区勝どき一丁目二番地、最後の住所東京都中央区勝どき一丁目五番一—一七〇四号

被相続人　亡　小路美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　千代田有子（登録姓　中嶌）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上馬二丁目一〇番地、最後の住所東京都東村山市久米川町四丁目一五番地一三第二豊栄荘二〇三

被相続人　亡　滝口　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

東京都府中市宮西町二—一三—三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区三軒茶屋一丁目一〇〇番地、最後の住所東京都世田谷区三軒茶屋一丁目二五番二号

被相続人　亡　船橋　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

東京都渋谷区神南一—二二—八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字島立一五四七番地、最後の住所長野県松本市大字島立一七二二番地二

被相続人　亡　住山　澄人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号アーバン虎ノ門ビル六階インフォテック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　隆司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区半田町六六五番地、最後の住所静岡県浜松市東区半田町六八七番地の三

被相続人　亡　橋本　辰己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　英次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県飛騨市神岡町船津二〇六五番地、最後の住所愛知県岡崎市稲熊町字宮下三一番地三

被相続人　亡　谷内　政直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入三二—一原田真典法律事務所　相続財産管理人　弁護士　原田　真典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区大幸四丁目一四一六番地、最後の住所名古屋市東区大幸四丁目一四番二〇号

被相続人　亡　山田　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

名古屋市中区錦三丁目一番三〇号錦マルエムビル三階Ｄ号室奏法律事務所　相続財産管理人　弁護士　**吉**野　令子